

○みどり市温泉施設整備審議会規則

令和2年7月1日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成18年みどり市条例第202号)第3条の規定に基づき、みどり市温泉施設整備審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市が行う温泉施設の整備について調査審議し、意見を答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う温泉施設の整備に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 次項に規定する委員以外の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 区長
 - (3) 社会福祉関係団体に属する者
 - (4) 観光関係団体に属する者
- 2 委員のうち3人は、保健福祉部長、産業観光部長及び都市建設部長をもって充てる。

(任期)

第5条 前条第1項に規定する委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。